

## 災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石	鉱山の所在地：三重県					
災害等の種類：坑外・運搬装置(車両系鉱山機械又は自動車のため)	発生日時： 平成28年4月6日(水) 10時48分頃	罹災者数	死	重	軽	計
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 59歳、班長、直轄、勤続年数15年2ヶ月、経験年数15年2ヶ月						
罹災程度：死亡（出血性ショック、多発性外傷）						
<p><b>【概要】</b></p> <p>散水車が鉱山道路山側の側溝に脱輪したため、作業者A（目撃者）、B、C及び罹災者は、散水車とパワーショベルのアームにワイヤーを付け、罹災者が散水車に搭乗し、パワーショベルにはBが乗車し、パワーショベルの牽引力と散水車の動力で散水車を側溝から引き上げた。作業終了後、作業者BとCは脱輪現場から離れた。</p> <p>散水車を引き上げた際、パワーショベルが鉱山道路を塞ぐ形で停車し散水車とパワーショベルがすれ違いできないので、作業者Aがパワーショベルに乗車し、罹災者が散水車をバックしたことを確認し、パワーショベルを散水車とすれ違いできる道幅の広い位置まで移動（前進）させた。</p> <p>作業者Aは、散水車が前進するのを待っていたが、散水車は徐々に後ろに下がりだし、約3メートル下の沢に裏返しになって墜落した。</p> <p>罹災者は、散水車からレスキューチームにより救出され、ドクターヘリで病院へ搬送されたが、19時11分に死亡が確認された。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○散水車は、給水タンクが満水であり、鉱山道路に勾配（約6°）があったため、空車時に比べて全てのブレーキが効きにくい状態だった。また、年次点検等は実施されておらず、駐車ブレーキの制動力が不足していた。</li> <li>○災害が発生箇所した鉱山道路は、現況調査において危険箇所として特定できなかつたため、転落防止措置が施されていなかった。</li> <li>○罹災者は、散水車が後退したときにブレーキを踏む、ハンドルを切る等の墜落を回避する等の措置をとらなかつた可能性が高い。</li> </ul>						
<p><b>【対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○車両の点検管理体制に関する対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・月次及び年次点検の未実施を防止するため、月初めに全ての車両を一斉に点検することとした。</li> <li>・担当者が各点検者の点検表を確認したうえで、全ての車両の点検結果をまとめた総括表を作成し、月毎に保安管理者等に確認を受けることとした。</li> <li>・車両に関する点検項目を見直し、点検が確実に実施できるよう改正した。</li> </ul> </li> <li>○鉱山道路からの転落防止措置に関する対策</li> </ul>						

- ・車両が鉱山道路から転落する恐れがある箇所には、転落防止柵、土盛り等の転落防止措置を講じた。
  - ・急勾配、道幅の狭い箇所が多い採掘場直下(550mL)から事故発生箇所周辺(70mL)までの鉱山道路は、車両重量4t以上の車両を通行禁止とした。
- その他の保安対策
- ・非定常作業及び単独作業前には、必ず危険予知活動表を使ってリスクアセスメントを行うこととした。
  - ・鉱山労働者に対する教育記録を再確認し、必要に応じて再教育を実施した。

#### 【参考情報等】

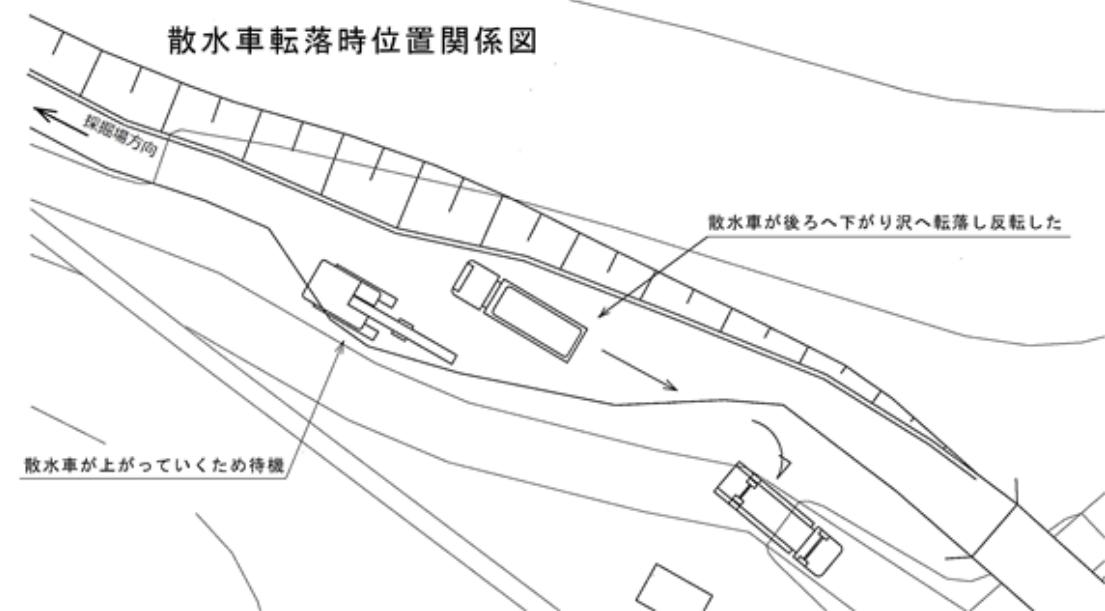
- 自動車は、始業時、月次等、定期的に点検を行いましょう。
- 自動車及び鉱山道路は、技術基準に適合するよう維持しましょう。
- 鉱山労働者に対して自動車の運転に必要な教育を行い教育記録を保存しましょう。
- 鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。

#### <鉱山保安法令>

- ・機械等の定期点検(鉱山保安法施行規則第26条第3号)
- ・自動車の技術基準(鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第9条)
- ・鉱山道路の技術基準(鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第16条)
- ・保安教育(鉱山保安法第10条第1項)

#### 【お問い合わせ先】

中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課 山口、竹村  
電話番号：052-961-8578



墜落箇所

左後輪が落ちた箇所



転落防止柵の設置状況(再発防止策)

